

## 京都市交通局管理規程第4号

京都市交通局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年6月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局契約規程の一部を改正する規程

京都市交通局契約規程の一部を次のように改正する。

第7条第2号を次のように改める。

- (2) 入札データ（入札者の商号及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）、入札価格その他の入札に係る情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。以下同じ。）が管理者の定める日時に遅れて到達したとき。

第7条第5号を次のように改める。

- (5) 入札者がインターネットを利用して入札データを送信した場合において、当該入札データの到達の日時において有効な電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）及び認定認証事業者（同法第8条本文に規定する認定認証事業者をいう。）が作成した電子証明書（電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。以下同じ。）が付されていないとき。

第7条中第11号を第13号とし、第6号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 入札者が入札端末機（電子入札システムを用いて入札を行うために設置する専用の電子計算機をいう。以下同じ。）を使用して入札データを送信しようとする

場合において、入札端末機利用者カード(入札端末機の利用者を特定するために管理者が発行する磁気カードをいう。以下同じ。)及びパスワード(入札者を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)による本人確認を受けていないとき。

- (7) 入札端末機利用者カードの交付を受けた者以外の者が、当該入札端末機利用者カードを使用したとき。

第8条の2第1項第5号中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項第1号から第5号までに掲げる債券を入札保証金に代わる担保として提供させる場合において、当該債券が次の各号に掲げる債券であるときは、当該各号に掲げる方法をもって債券の提供に代えさせることができる。

- (1) 国債ニ関スル法律の規定に基づき登録された債券 当該債券を質権の目的として登録させ、その登録済通知書の提出を受けること。
- (2) 社債、株式等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まる者とされる債券 当該債券を質権の目的としたことにつき、局がその社債等(同法第2条第1項に規定する社債等をいう。)の振替を行うための口座における質権欄(同法第68条第3項第4号又は第91条第3項第4号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄をいう。)に当該質入れに係る金額の増額の記載又は記録を受けること。

第11条第1項ただし書を「ただし、電子入札システムを休止するとき、電子入札システムの全部又は一部を利用することができないとき、第32条の2に規定する特定調達契約を締結しようとするときその他別に定めるときは、この限りでない。」に改め、第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 一般競争入札に参加しようとする者は、インターネットを利用し、又は入札端

末機を使用することにより、管理者が定める日時までに、入札データを電子入札システムに到達させなければならない。

3 一般競争入札に参加しようとする者は、インターネットを利用して入札データを送信しようとするときは、当該入札データに電子署名を行い、かつ、電子証明書を付さなければならない。

第11条に次の1項を加える。

4 一般競争入札に参加しようとする者は、入札端末機を使用して入札データを送信しようとするときは、入札端末機利用者カードに記録された電磁的記録を入札端末機に読み取らせ、パスワードを入力することにより、本人確認を受けなければならない。

第26条の2を次のように改める。

(指名競争入札の不成立)

第26条の2 指名競争入札を行う前に入札者の数又は商号及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）を公表した場合において、入札者が1名であるときは、当該指名競争入札は、成立しない。

第35条第6号を次のように改める。

(6) 随意契約により契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第1号様式の1，第1号様式の2及び第1号様式の3中「理財局財務部調度課」を「行財政局財政部契約課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市交通局契約規程の規定は、この規程の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

(交通局企画総務部財務課)